

中国の議会専制の系譜を追う

金子肇著

近代中国の国会と憲政

議会専制の系譜



A5判 312頁
有志舎
[本体 6,000円 + 税]

杜崎 群傑

本書は「議会専制」（以下、括弧略）をキーワードとして、近代中国の議会制、ひいては立憲政治の歴史を体系的に読み解いたものである。本書の主たる目的は、清朝末期・中華民国初年に導入された西欧的議会制から、孫文・中国国民党によって構想された国民大会を経て、中華人民共和国成立後に中国共産党が組織した人民代表大会に至る、議会専制の系譜を追跡することにある。

本書の構成と内容は以下の通りである。

「序論」では上記の課題に基づき、議会専制の説明と本書で用いる分析のフレームワークを提示している。

その上で、「Ⅰ 袁世凱政権と議会専制」では参議院・国会と袁世凱政権の対立を、「立法権の強化」と「行政権の強化」という二つの立憲的志向の対抗として描き出す。「Ⅱ 安福

国会と臨時約法——世論に対峙する議会——」では、袁世凱の死後に開催された、新国会を素材に、「議会の正統性」という問題にアプローチした。「Ⅲ 孫文の立憲構想——国民大会と立法院——」では、欧米の三権分立と議会制民主主義を超克するものとして孫文が構想した、五権憲法に基づく〈国民大会—五権政府〉構想を対象に、孫文自身がどのように国民大会と立法院を構想し、彼の立憲構想のなかに位置付けていたのかを検討した。「Ⅳ 馮少山の訓政批判と立法院——では、孫文があくまで「治権」機関の一つとした立法院に、国民代表を参画させようとした馮少山の要求・構想の意義を、その後の中国における立憲構想の展開と関連づけて考えた。「Ⅴ 五五憲草における国民大会と立法院」では、「五五憲草」が描く〈国民大会——五権政府〉構想の特徴について

考察した。「VI 日中戦争下の五五憲草批判と国民大会議政会」では、憲政運動の只中において活動した「憲政期成会」・「憲政実施協進会」を中心に、五五憲草がいかなる批判に直面したのか、そして「五五憲草」起草時の焦点であった国民大会と立法院の性格と位置づけは、どのような変容を被り、戦後の立憲構想と議会制をめぐる制度設計にいかなる影響を及ぼすことになったのかについて検証した。「VII 中華民国憲法と立法院の国会化」では、政治協商会議の開催から憲草審議委員会による五五憲草修正草案（政協憲草）の作成に至る過程、そして政協憲草が提出された制憲国民大会の同草案審議の内容を明らかにした上で、同大会によって制定された「中華民国憲法」の特質について検討した。「VIII 国共内戦下の立法院と憲法運用——総統・行政院への規制——」では、一九四七年憲法体制下における立法院が、その権限を首尾よく運用して総統・行政院と対峙することができたのかに注目して検討した。「IX みせかけの議会専制——人民代表大会制の歴史的位相——」では、共産党の「憲政」はいかなる制度的内実をとめない、孫文・国民党の「憲政」といかなる違いがあったのかを明らかにするため、中華人民共和國憲法が規定する統治形態と、全国人民代表大会を頂点とする人民代表大会制の性格を検討した。

以上の議論を受けて「結論 議会専制の系譜」では、中華民国の時代は、立憲政治と議会制の展開に注目したとき、その政治的な変転に関わらず、ほぼ一貫して議会権力を過度に強化しようとする立憲的志向が存在したと主張する。

本書の意義としては以下の三点があげられる。

第一に、清末から人民共和国に至るまでの、議会制度について詳細に分析を行った上で、さらに議会専制という概念を軸に、時代間比較によって清末から人民共和国まで検証していることである。従来はともすれば国民政府時期の議会制度と共産党の議会制は分けて取り扱われがちであった。特に共産党の人民代表大会制は、孫文や国民政府が構想したものは別文脈で語られがちであったが、筆者は議会専制という概念を持ち出すことにより、孫文の構想と共産党が作り上げた政治体制がむしろ、議会専制という意味で通底していたことを明らかにした。

第二に、本書は単純に「静的」な政治体制を分析することどまらず、運用面にも着目して論じていることである。これはまさに「言うは易く行うは難し」なことである。運用面を明らかにするためには、膨大な資料群を丹念に読み込まなければ不可能だからである。しかも、筆者は淘汰された政治体制であっても、仮に運用された場合にどのようなことが起こ

り得たかにまで想像をいたしている。

第三に、第二の点に関連して、人民共和国が仮に民主化に向けた改革を行ったとしても、現状の人民代表大会制では機能しない可能性をも指摘していることである。通常、人民共和国の民主化というものを考えたとき、単純に民主投票が行われるか否かのみ注目されがちである。その意味で、人民代表大会の一元的体制そのものの改革の必要性を指摘したのは本書が初めてと言っても過言ではなからう。

以上のように本書は大変示唆に富むものであることは間違いない。そうであるがゆえに評者からは、あえて大きな論点をいくつか提示したい。

まず第一に、それぞれの憲法の起草者あるいは政治体制の構想者達の「外」への視点と議会専制の淵源についてである。そもそも社会主義思想においては、西欧的議会制度を「ブルジョア民主主義」と批判してきた。本書にも明らかにされているとおり、孫文も共産党も西欧的議会制を超克しようと苦悩したことを踏まえれば、孫文もまた西欧的議会制の限界を意識していたことになる。また国民政府の時代には、ナチスをはじめとして、いわゆる「民主主義の暴走」とも言える状況が存在していた。そうした「外」における西欧的民主主義への疑問に対して、体制の構想者たちがどのような考えを持

ち、それが国内の構想にどのような影響を与えたのか。特に孫文はなにゆえそこまで西欧的議会への疑念を持っていたのか、評者としては知りたかった。こうした点を検討することは、議会専制の考え方の淵源はどこにあるか、パブリコビューンを経てロシア革命へと引き継がれる中で、孫文にも「直接民主」に対する希望があったのかという問題に行きつくからである。さらに国民党では「民主主義の暴走」の危険性が語られることはなかったのか、むしろそれを理由に国民政府は専制の傾向を強めたのではないのかということについても、筆者にぜひ伺ってみたいと思った。

この点に関連して、第二に筆者は孫文と共産党の構想は出自を異にしているとしている。もしそうであるならば、孫文と共産党の構想には類似点が多いが、これは偶然の一致に過ぎなかったのであろうか。くしくも奥村哲『中国の現代史戦争と社会主義』（青木書店、一九九九年）が指摘するように、国民党と共産党はもともと兄弟のような政党であった。しかも両党は共にソ連の支援を受けていた。であるならば、むしろ孫文も共産党も、ソ連を参考しながら構想を練り上げていったと考えられまいか。

第三に、運用面についてである。実は評者の近著（杜崎群傑「第一期陝甘寧辺区参議会の研究」土田哲夫・子安加余子編『近現代

中国と世界」二〇二〇年一月刊行予定）で明らかにしているとおり、共産党も一時期、陝甘寧辺区参議会において自由主義的要素を取り入れようとしたことがあった。すなわち、政府と参議会の権力を分立させようとしたのである。ただし、ここでむしろ評者が指摘しておきたいのは、こうした情勢にあっても、司法はやはり独立していなかったという点である。本書を読む限り国民政府もやはり司法は常に独立することを想定していなかったようである。であるならば、仮にこうした政治体制が運用された場合、司法による立法・行政への掣肘、もつと言えば法の支配はどう担保されたのが問題になる。むしろ評者も議論の核心は行政と立法の掣肘関係にあることには同意するが、筆者が三権分立による分析をとるのであれば、司法が独立しなかったことにも議会専制の芽があったのではないかという点について、今少し言及があってもよいように思われた。運用面についてはさらに、筆者は憲政的な制度手続きは、戦時体制にとつてはむしろ阻害するものとしてとらえているが、憲政を維持しつつ戦時体制を強化する術は本当になかったのか、ということも議論を深めてほしい点である。その他、一九四七年憲法下の立法院内の派閥対立について今少し詳細な分析があってもよいように思われた。仮にそれが思想的あるいは根本的な政策上の対立であったとする

ならば、長期的な運用面から見れば多党制という意味での民主主義の一つの可能性があったと言えるからである。

もちろん以上の諸点はいずれも、この大著の価値を減退させるものでは全くない。本書が歴史学においても比較政治学においても重要な貢献をしていることは間違いない。むしろ今後は、本書の議論を受けて、比較政治学の視点から議論を継続していく必要があるように思われる。その際、本書のようにあえて中国の国会を特殊なものではなく一般的議会としてとらえつつ、三権分立に基づいて分析を行うことは、今後比較研究を行う上では重要な作業であると思われる。そうした視点を持てば、孫文の構想が様々なジレンマを抱えたがゆえに、国民政府の議会制度は西欧的議会制に落ち着いたことは、結局は三権分立に代わる制度はないのではないかという議論に行き着きそうである。また、比較権威主義体制論の観点からは、なぜ共産党の政治体制は今なお持続させることができていのかという問題についての、手がかりを本書は提供している。本書はこうした課題を考える上でのヒントも浮き彫りにしたという点においても、重要な貢献を行っていると言えよう。

(もりさき・ぐんけつ 中央大学)